

令和7年度職員団体との交渉の概要（確定交渉）

1 交渉団体

熊本県公務員労働組合共闘会議

構成団体

（熊本県職員連合労働組合、熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、
熊本県企業局労働組合）

2 交渉日及び場所

令和7年11月 5日（水） 県庁本館8階801会議室

令和7年11月18日（火） 県庁本館8階801会議室

3 県の提案内容

（1）人事委員会勧告の取扱い

- ① 給料表の改定（改定率：+3.55%）
- ② 初任給調整手当（医師・歯科医師）の限度額の引上げ
- ③ 特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象者の見直し
- ④ 宿日直手当の限度額の引上げ
- ⑤ 期末勤勉手当の引上げ（合計+0.05月分）

（2）旅費制度の見直し

- ① 鉄道賃、船賃等の実費支給への移行
- ② 宿泊費の上限額を国準拠で設定し、実費支給へ移行
- ③ その他の交通費について、バス利用時は実費支給、自家用車利用時は1km当たり18円又はガソリン代の実費支給へ移行
- ④ 食卓料、旅行諸費及び日額旅費の廃止 など

4 職員団体の主な主張及び県の回答

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
賃金	・賃金水準の改善	・賃金水準は人事委員会勧告に基づくものであり、また、国・他県とも均衡していることから、これ以上の改善は困難。
諸手当	・通勤手当額の見直し	・交通用具利用者に係る通勤手当の手当額及び距離区分については、別紙「交通用具利用者に係る通勤手当額」のとおりとする。

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
旅費	・自家用車利用時の車賃を1km当たり18円以上に設定	・自家用車利用に係る車賃については、1km当たり20円とする。
勤務時間 ・業務見直し	・フッ化物洗口について、学校現場での実施を行わないこと	・引き続き、皆さんのご意見を聞きながら、実効性のある負担軽減策の検討を行う。
休暇	・配偶者や父母、16歳以上の子などの看護休暇の新設	・子の看護等休暇の取得要件を拡大する方向で検討し、他県の状況なども踏まえ、年度内に詳細を決定する。
障がいのある職員の職場環境づくり	・障がいのある県職員への合理的配慮の推進	・障がい者活躍推進計画に基づく今後の取組みについては、令和7年度の計画改訂に伴い検証を実施。 ・障がいのある職員が配置された所属の人事担当者に研修受講を必須化。

5 交渉結果

提案及び回答のとおり実施する。

交通用具利用者に係る通勤手当額

本県の交通用具利用者に係る手当額を次のとおり見直すこととする。

1. 手当額

現行		改正後	
距離区分	手当額	距離区分	手当額
2～5km	2,000円	2～5km	2,000円
5～10km	5,500円	5～10km	4,800円
10～15km	9,000円	10～15km	8,100円
15～20km	12,400円	15～20km	11,300円
20～25km	15,700円	20～25km	14,500円
25～30km	19,000円	25～30km	17,800円
30～35km	22,000円	30～35km	21,000円
35～40km	24,800円	35～40km	24,300円
40～45km	27,300円	40～45km	27,300円
45～50km	29,800円	45～50km	29,800円
50～55km	32,200円	50～55km	32,300円
55～60km	34,500円	55～60km	35,500円
60～65km	36,800円	60～65km	38,700円
65～70km	38,800円	65～70km	42,200円
70～75km	40,800円	70～75km	45,700円
75km以上	42,800円	75～80km	49,200円
		80～85km	52,700円
		85～90km	56,200円
		90～95km	59,600円
		95～100km	63,000円
		100km以上	66,400円

2. 実施時期

令和8年4月1日施行とする。